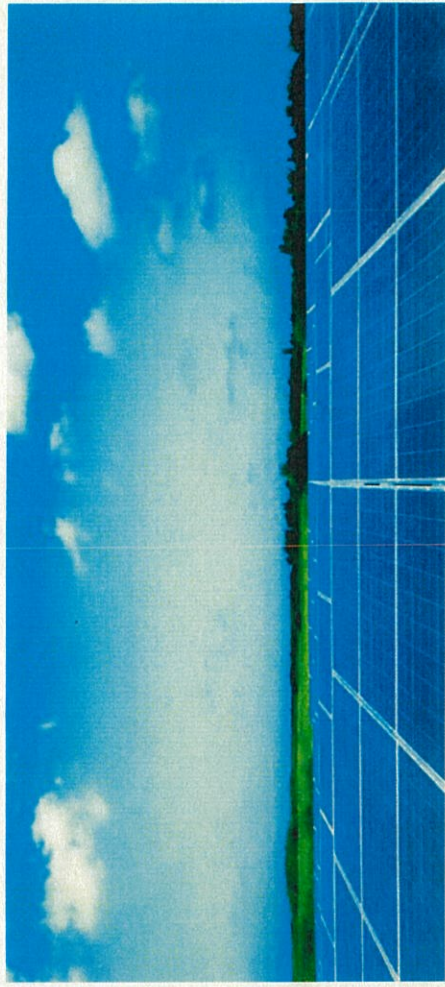


発電事業者の皆様へ、宮城県から大切なお知らせです

太陽光発電施設の 設置等に関する条例

を策定しました



令和4年10月1日から、県内に太陽光発電施設*1を
設置する場合は**届出が必要になります。**

また、設置規制区域内*2への太陽光発電施設の設置は
原則として**禁止**します。

SUSTAINABLE GOALS
DEVELOPMENT



*1 出力50kW以上の太陽光発電施設(建築物の屋根又は屋上に設置されるものを除く) *2 既に設置済みの太陽光発電施設についても届出が必要になる場合があります
*3 土砂災害特別警戒区域、都市への防止区域、自然公園調整区域、砂防指定地



宮城県 太陽光 条例

よくある質問とその回答



既に設置規制区域に設置している施設についても、許可申請が必要ですか。

既に設置している施設については許可申請は不要ですが、事業概要届出書と維持管理報告書の提出が必要です。詳しくは再生可能エネルギー室にお問合せください。



条例を遵守しなかったことにより処分を要けることはありますか。

条例が遵守されなかった場合は、指導・助言を行い、条例を遵守するよう促します。それでも改善されなかった場合には、改善のための命令・勧告に続き、許可の取り消しや、事業名等の公表を行うほか、5万円以下の過料が科されます。このことにより、FIT認定が取消しになる可能性があります。



これまで施行されていたガイドラインはどのようなのですか。
ガイドラインに基づく事業計画書を提出したのですが…

本条例の施行に合わせて、ガイドラインは廃止します。なお、ガイドラインに基づく書類の提出をいただいている場合は、本条例に基づく手続きの一部が省略されることがあります。詳細は県のホームページでご確認ください。



50kW未満の太陽光発電施設を設置する場合は、手続きは不要ですか。

50kW未満の太陽光発電施設を設置する場合は、本条例による手続きは不要です。なお、その場合でも、関係法令や国の事業計画策定ガイドライン等を遵守し、住民への説明等を行うなど、地域と共生した発電事業となるよう取り組んでください。



条例について、もっと詳しく知りたいです。

県のホームページに条例全文や手引書を掲載していますので、下のQRコードからご確認ください。何かご不明点がある場合には、下の問い合わせ先にご連絡をお願いします。

条例に関するお問い合わせ先

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室 再エネ・省エネ推進班
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1
Tel:022-211-2655 / Fax:022-211-2669 / E-mail:saisels@pref.miyagi.lg.jp



宮城県 太陽光 条例 検索

条例制定の背景・目的

宮城県内ではFIT制度の創設以降、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が進んできました。しかし、急速な導入拡大に伴い、住民から不安の声が寄せられるケースもあります。
2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、更なる導入が求められている太陽光発電が普及するには、地域との共生が欠かせません。
県では、太陽光発電施設の適正な設置・維持管理、廃止等の手続きを定めることにより、地域に受け入れられる太陽光発電事業の普及及び拡大に寄与することを目的に、本条例を定めました。



条例のポイント

01 対象となる施設

宮城県内に設置される出力50kW以上の太陽光発電施設（建築物の屋根又は屋上等に設置されるものを除く。）

※出力とは、太陽光パネルの合計出力及びパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方をいいます。

※実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、実質的に一体と認められる場所複数箇所の太陽光発電施設に分別して設置する場合は、合算した出力により判断します。詳しくは、手引書をご確認ください。

02 設置規制区域について

下記の区域内では、太陽光発電施設は原則設置禁止となります。

例外的に設置する場合には、知事の許可が必要です。

- 土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
- 地すべり防止区域（地すべり等防止法）
- 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
- 砂防指定地（砂防法・砂防指定地等管理条例）



03 事業計画届出書の提出（設置規制区域外に設置する全ての太陽光発電施設が対象です）

02以外の場所に太陽光発電施設を設置する場合も、あらかじめ県への事業計画届出書の提出が必要です。

事業計画届出書には、事業者名や事業区域、出力、管理者等の基本情報のほか、地域住民等への説明状況、維持管理等の計画などについて記載することとなります。記載例はHPに掲載していますので、ご活用ください。

04 全ての事業者が必要となる事項

太陽光発電事業を実施する前に、地域住民等に対し、事業計画について丁寧に説明を行う必要があります。また、維持管理等の計画を策定・公表し、事業を実施する間、当該計画に基づく適正な維持管理を行うとともに、その内容を記録し、適切に保管するほか、事業を廃止する際は、事前に県への廃止届の提出が必要です。

条例が遵守されない場合には、指導・助言等の手続きを経て、許可の取り消しや事業者名等の公表及び過料の徴収等の罰則が適用されます。このことにより、再生エネ特措法による事業計画認定（FIT認定）が取消しになる可能性があります。

条例に基づく手続きフロー

設置規制区域内の場合（原則設置禁止）

地域住民や関係自治体等への説明・関係法令に基づく手続き（共通の手続き）

- 住民の生活や環境に支障を及ぼさない事業区域についてよく検討した上で、事業検討の初期段階から十分な情報提供等に努めるとともに、事業計画の内容を地域住民等に丁寧に説明する必要があります。
- 説明を行う中で意図が寄せられた場合には、必要な措置を講じるよう努めてください。
- これ以降の段階であっても、事業計画に変更があった場合は、必要に応じて説明を行ってください。
- 他法令で設置するものがある場合は、関係機関への相談や手続き等を行うほか、国の事業計画認定ガイドライン等を遵守して計画を立ててください。

許可申請

- 当該区域は土砂災害の恐れがある区域です。事業の実施に当たっては十分な検討を行ってください。
- 許可申請を行う場合は、必ず、事前に県へ相談の上、スケジュールに余裕を持って申請してください。
- 事業計画に変更が生じた場合には、その内容によって必要許可申請又は届出を提出する必要があります。

県の審査・許可

工事着手届の提出

- 工事を開始する前に、あらかじめ県に工事に着手する旨の届出を行ってください。
- 着手届には工事の責任者や緊急連絡先等を記載してください。
- 工事を中止する場合は、県に届出を提出してください。
- 工事中や稼働後に事故が発生した場合には、県に報告する必要があります。

工事完了届の提出

発電設備の保守点検・維持管理等（共通の手続き）

- 稼働後は、太陽光発電設備が安全に発電し続けられるよう、適切な維持管理を行う必要があります。
- 保守点検や修理等の維持管理は、計画を立て、その計画に則って実施してください。
- 維持管理等の計画は、地域住民等が容易に確認できる方法で公表してください。
- 点検等を行った場合には、その内容を記録してください。立入検査等を行う場合には、記録簿を確認します。

承継届の提出（共通の手続き）

- 発電事業を第三者に譲渡または売却するなど、事業者が変更になったときは、新たに事業を承継することになった事業者は、業種があった日から30日以内に、事業者名等を記録した承継届を県に提出する必要があります。
- 本条例による義務は、承継した者が負うこととなります。

廃止届の提出（共通の手続き）

- 発電事業の廃止が決まった後、撤去等を行う前に、廃止後の土地の利用計画等を記した廃止届を県に提出する必要があります。
- 廃止後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するとともに、事業に使用した土地の緑化を行うなど、周辺環境に配慮してください。

事業計画段階（着工前）

工事中

稼働中

廃止

事業計画届出書の提出

- 設置規制区域外で事業を行う場合には、県に事業計画届出書を提出する必要があります。
- 事業計画に変更が生じた場合には、その内容によって届出を提出する必要があります。
- 工事中や稼働後に事故が発生した場合には、県に報告する必要があります。

※主な手続きを記録しています。これ以外にも届出等が必要になる場合があります。手続きの詳細については県のホームページをご覧ください。

○太陽光発電施設の設置等に関する条例

令和4年7月12日

宮城県条例第三十九号

太陽光発電施設の設置等に関する条例をここに公布する。

太陽光発電施設設置等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。）の実現に向けて、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等について必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電の普及及び拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設（その全部を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物に設置するものを除く。）で合計出力が五十キロワット以上のもの（増設により合計出力が五十キロワット以上となるものを含む。）をいう。

二 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為のための木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいう。

三 太陽光発電事業 太陽光発電施設の設置により、電気を得る事業をいう。

四 事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。

五 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。

六 設置規制区域 土砂災害その他の災害が発生し、若しくは発生するおそれが極めて高い土地又は土砂災害その他の災害が発生した場合には太陽光発電施設の損壊等が生じ県民の生命若しくは身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であって規則で定めるものをいう。

七 維持管理等 太陽光発電事業に付随して行われる維持管理及び保守点検をいう。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、太陽光発電事業を円滑かつ確実にを行うために必要な関係法令の規定を遵守しなければならない。

- 2 事業者は、太陽光発電施設の設置に当たり、地域住民に対する情報提供、維持管理等に係る実施体制の構築、撤去の適正な実施その他の規則で定める必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域住民等への説明等)

第四条 第五条ただし書の許可を申請しようとする者又は第十条の規定による届出をしようとする者（以下「設置許可申請者等」という。）は、あらかじめ、当該申請等に係る事業区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。）の区域に居住する者その他規則で定める者（以下「地域住民等」という。）に対し、太陽光発電事業の計画（以下「事業計画」という。）の内容を説明しなければならない。この場合において、設置許可申請者等は、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

- 2 事業者及び設置許可申請者等は、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 前二項の規定は、事業計画を変更する場合に準用する。

(設置規制区域内への設置)

第五条 設置規制区域内においては、太陽光発電施設の設置を行ってはならない。ただし、あらかじめ知事の許可（以下「設置許可」という。）を受けた場合は、この限りでない。

(設置規制区域内における設置許可)

第六条 知事は、設置許可の申請があった場合は、当該申請に係る太陽光発電施設が規則で定める基準に適合すると認められるときに限り、これを許可するものとする。

- 2 知事は、設置許可をする場合においては、この条例の施行に必要な限度において、条件を付することができる。
- 3 前条の規定は、設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなる前に太陽光発電施設の設置の工事に着手した場合には、適用しない。
- 4 設置許可は、設置規制区域の変更により事業区域の全部が設置規制区域外にあることとなったときは、その効力を失う。この場合における当該事業区域内にある太陽光発電施設に

については、第十条の規定による届出があったものとみなす。

(変更許可)

第七条 設置許可を受けた者は、当該設置許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 設置許可を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第一項及び第二項の規定は、変更許可の場合について準用する。

(設置許可に係る工事の着手等の届出)

第八条 設置許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

一 太陽光発電施設の設置の工事に着手し、又は工事を完了したとき。

二 太陽光発電施設の設置の工事を中止し、又は工事を再開したとき。

(設置許可の取消し)

第九条 知事は、設置許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該設置許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。

二 設置許可又は変更許可を受けた後、一年以上、正当な理由がなく太陽光発電施設の設置の工事に着手しないとき。

三 第六条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

四 第十八条の規定による命令に違反したとき。

(事業計画の届出)

第十条 設置規制区域外に太陽光発電施設の設置をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業計画を知事に届け出なければならない。

(事業計画の変更)

第十一条 前条の規定により事業計画を届け出た者は、当該事業計画に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければ

ばならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(維持管理等)

第十二条 事業者は、太陽光発電事業を行うに当たっては、規則で定める基準に従い、適正な維持管理等をしなければならない。

- 2 事業者は、規則で定めるところにより、維持管理等をするための計画（以下「維持管理等計画」という。）を作成し、当該維持管理等計画に従い、維持管理等を行わなければならない。
- 3 事業者は、前項の規定により維持管理等計画を作成したときは、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、維持管理等計画を変更した場合に準用する。
- 5 事業者は、事故又は土砂の流出若しくは崩壊その他の災害により、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

(地位の承継)

第十三条 設置許可を受けた者が当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は設置許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を承継させるものに限る。以下同じ。）があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により太陽光発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該設置許可を受けた者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 第十条の規定により事業計画を届け出た者が当該届出に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は同条の規定により事業計画を届け出た者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人

は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第一項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者及び前項の規定により届け出た者は、遅滞なく、維持管理等計画を作成し、当該維持管理等計画に従い維持管理等を行わなければならない。

5 前条第三項の規定は、前項の規定により維持管理等計画を作成した場合に準用する。

(廃止の届出)

第十四条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 太陽光発電事業が廃止されたときは、当該太陽光発電事業に係る設置許可及び変更許可は、その効力を失う。

(指導及び助言)

第十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者及び設置許可申請者等に対し、指導及び助言を行うことができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業区域その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第十七条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置又は原状回復をするよう勧告することができる。

一 設置許可を受けず、又は虚偽の申請により設置許可を受け、設置規制区域内において太

太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき。

二 設置許可を受けた者が、変更許可を受けず、又は虚偽の申請により変更許可を受け、当該設置許可を受けた内容を変更したとき。

2 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 正当な理由なく第十五条の規定による指導に従わなかったとき。

二 前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(措置命令)

第十八条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その者に対し、同条第一項に規定する太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること又は同条第二項に規定する必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(公表)

第十九条 知事は、第九条の規定により設置許可を取り消し、又は前条の規定により第十七条第一項に規定する太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること若しくは同条第二項に規定する必要な措置を講ずることを命じたときは、その旨並びに当該設置許可を取り消された者又は当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(市町村の条例との関係)

第二十条 太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等に関し、市町村の条例の規定による手続等により、この条例の規定による手続等と同等以上の効果が期待できると知事が認めるときは、当該市町村の全部又は一部の区域における手続等については、規則で定めるところにより、この条例の規定を適用しない。

(委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

る。

(罰則)

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 設置許可又は変更許可を受けないで太陽光発電施設の設置をした者
- 二 第十条又は第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第五条から第十三条まで(第十二条第一項を除く。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に設置の工事に着手した太陽光発電施設(以下「既存施設」という。)については、適用しない。

(既存施設の変更許可)

- 3 既存施設を管理する事業者(以下「既存事業者」という。)は、その全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設について発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

- 4 第四条から第九条まで、第十四条第二項、第十七条第一項、第十八条及び第十九条の規定は前項の許可について、第十二条、第十三条、第十八条及び第十九条の規定は前項の許可を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、第七条第三項、第九条第一号及び第二号、第十四条第二項並びに第十七条第一項第二号中「変更許可」とあるのは、「附則第四項において準用する第七条第一項の許可」と読み替えるものとする。

(既存施設の届出)

- 5 既存事業者は、令和五年三月三十一日までに、規則で定めるところにより、既存施設に係る太陽光発電事業の概要(次項において「既存事業概要」という。)を知事に届け出なければ

ばならない。

6 事業区域の全部が設置規制区域外にあり、かつ、施行日前に規則で定める書類を知事に提出した者は、既存事業概要の届出を行ったものとみなす。

7 附則第五項の規定により届出を行った者（前項の規定により届出を行ったものとみなされる者を含む。附則第十二項において同じ。）が当該届出の内容を変更しようとするとき（附則第三項本文の規定により知事の許可を受けなければならないときを除く。）は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあつては、この限りでない。

8 第十一条の規定は、前項の届出について準用する。

（既存施設の維持管理等）

9 既存事業者は、令和五年三月三十一日までに、規則で定めるところにより、既存施設及び事業区域（以下この項及び次項において「既存施設等」という。）の維持管理等計画を作成し、当該維持管理等計画に従い、当該既存施設等の維持管理等を行わなければならない。

10 第十二条第三項及び第四項の規定は前項の計画について、同条第五項の規定は既存施設等について、それぞれ準用する。

11 既存施設の全部又は一部が設置規制区域内にある事業者は、令和五年三月三十一日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理等計画を知事に届け出なければならない。

（既存事業者の地位の承継）

12 附則第五項の規定により届出を行った者が当該届出に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は既存事業者について相続、合併若しくは分割があつたときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があつた日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（準備行為）

13 設置許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

「岡山県太陽光発電施設の 安全な導入を促進する条例」 を制定しました。

条例制定の背景・目的

太陽光発電の導入は、再生可能エネルギーの普及に向けた有効策です。一方、その導入にあたっては、安全性確保や環境保全などについて、県民から不安の声が出ているケースもあります。

こうした県民の不安を解消し、安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及及び拡大に寄与することを目的に、「岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」（以下、「条例」といいます。）を制定しました。

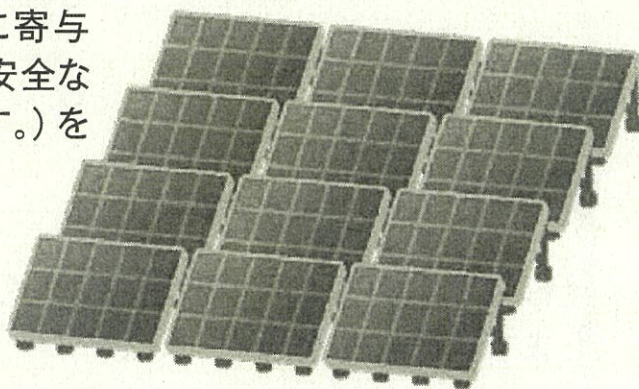
対象施設

太陽光発電施設

（建築基準法に基づく建築物に
設置されるものを除く。）

施行日

令和元年10月1日



条例のポイント1

太陽光発電施設（以下、「施設」といいます。）の設置者は、県が定める次の事項を守るよう努めなければなりません。

県が定める事項

- 地域住民との適切なコミュニケーション
- 適切な土地の選定、開発計画の策定、設計及び施工
- 稼働音、電磁波、反射光等に対する地域住民や周辺環境への配慮
- 保守点検及び維持管理に係る実施体制の構築及び実施
- 破損による被害発生等の市町村等に対する連絡及び施設外へ影響が及ばないための適切な措置
- 防災、安全、環境保全、景観保全等に関する対策の実施確認や近隣への配慮
- 固定価格買取制度による調達期間終了後の事業継続
- 事業終了後の速やかな施設撤去等の必要な措置



©岡山県「ももっち」

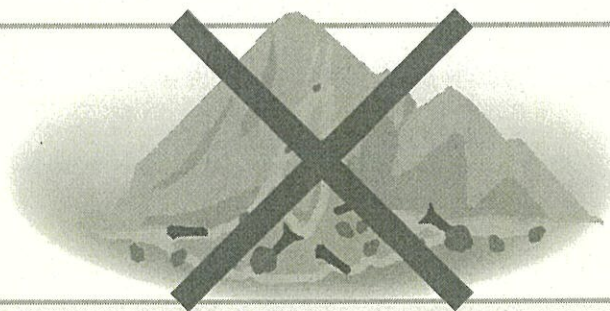
条例のポイント2

土砂災害の発生する恐れが特に高い次の区域について、施設の設置を禁止します。

設置禁止区域

- **砂防指定地** (砂防法第2条・岡山県砂防指定地等管理条例第2条第1項)
- **地すべり防止区域** (地すべり等防止法第3条第1項)
※地すべり防止区域の所管は、国土交通省、農林水産省及び林野庁に分かれています。
- **急傾斜地崩壊危険区域** (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項)
- **土砂災害特別警戒区域** (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項)

設置禁止区域に例外的に設置する場合には、出力規模に関わらず、知事による許可が必要です。(条例第5条)



条例のポイント3

土砂災害の発生する恐れが高い次の区域について、施設の設置に適さない区域とします。

設置に適さない区域

- **土砂災害警戒区域** (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項)

設置に適さない区域に発電出力50kw以上の施設を設置する場合は、工事に着手する60日前までに、知事への届出が必要です。(条例第6条)

その他

県は、許可申請又は届出を行った施設等に対し、必要に応じて立入調査、指導、助言等を行うことができます。(条例第7条、第8条)

また、設置許可に付した条件に違反した施設等に対し、許可の取り消しや施設の撤去等を命じることができるほか、許可を取り消した設置者等の氏名、住所等を公表することができます。(条例第9条、第10条、第11条)

事業計画作成から事業終了までの条例の主な考え

事業計画作成

施設設置工事

事業実施
(維持管理)

事業終了
(施設撤去)

この期間、「地域住民との適切なコミュニケーション」から「事業終了後の速やかな施設撤去等の措置」までの各事項を守り、守るよう努める必要があります。 **条例のポイント1**



©岡山県「ももっち」

事業計画作成において、

- 「設置禁止区域」に施設を設置しない計画とします。 **条例のポイント2**

→ 例外的に設置する場合、要許可。

- 「設置に適さない区域」に可能な限り施設を設置しない計画とします。 **条例のポイント3**

→ 発電出力50kw以上の施設を設置する場合、要届出(工事着手の60日前までに)。

よくある質問とその答え

問 1

条例が施行された場合、岡山県内で施設を設置するためには、条例の対象となる全ての施設について必ず許可又は届出が必要になるのですか。

答 1

条例の施行後に許可又は届出が必要となるのは、設置禁止区域又は設置に適さない区域に施設を設置しようとする場合のみです。

問 2

地域住民との適切なコミュニケーションなどの県が定める事項は、施設の設置場所や規模等にかかわらず、全ての施設の設置者が守るよう努める必要があるのですか。

答 2

条例のポイント1に県が定める事項を記載していますが、これらについては、施設の設置場所や規模、設置時期等にかかわらず、全ての条例の対象施設の設置者が守るよう努める必要があります。

問 3

条例の施行前に、既に設置禁止区域又は設置に適さない区域に設置している施設についても、条例の施行後に許可又は届出が必要ですか。

答 3

条例の施行時点で、設置工事に着手済みの施設については、許可又は届出は不要です。なお、こうした既に設置工事に着手済みの施設であっても、条例施行後に増設する場合は、許可又は届出が必要になります。

問 4

条例における設置禁止区域及び設置に適さない区域は、どのように確認するのですか。

答 4

条例では、既存法令により土砂災害の危険性が高い区域等として定められている区域を、設置禁止区域又は設置に適さない区域としています。

区域の詳細は、各既存法令の担当窓口にお尋ねください。(担当課の連絡先等は、本リーフレットの最後にある「問い合わせ先」に記載しています。)

なお、設置禁止区域に施設を設置する場合、工事内容によっては、条例以外に各既存法令に基づく許可が必要となる場合があります。

問 5

条例に違反した場合、罰則はありますか。

答 5

条例では罰則規定を設けていません。なお、設置禁止区域に無許可で設置した施設等に対しては、施設の撤去等を命じることができることとしています。

また、条例に違反した場合、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)第9条第1項の認定を受けている事業者については、その認定を取り消されることがあります。

問い合わせ先

条例全般

©岡山県「ももっち・うらっちと仲間たち」

岡山県環境文化部環境企画課
新エネルギー・温暖化対策室

住所：岡山県岡山市北区内山下2-4-6

電話：086-226-7298

FAX：086-231-8094

電子メール：ontai@pref.okayama.lg.jp



※条例の詳細は、次のホームページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/28/>

砂防指定地、地すべり防止区域（国土交通省所管）、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の区域確認

担当窓口	電話番号	担当窓口	電話番号
備前県民局建設部 管理課	086-233-9877	備中県民局建設部 新見地域管理課	0867-72-9170
備前県民局建設部 東備地域管理課	0869-92-5170	美作県民局建設部 管理課・建設企画課	0868-23-1437
備中県民局建設部 管理課	086-434-7062	美作県民局建設部 真庭地域管理課	0867-44-3116
備中県民局建設部 井笠地域管理課	0865-69-1634	美作県民局建設部 勝英地域管理課	0868-73-4061
備中県民局建設部 高梁地域管理課	0866-21-2854		

地すべり防止区域（農林水産省農村振興局所管）の区域確認

担当窓口	電話番号	担当窓口	電話番号
備前県民局農林水産事業部 農地農村計画課（岡山市以外）	086-233-9829	美作県民局農林水産事業部 農地農村計画課	0868-23-1321
備中県民局農林水産事業部 農地農村計画課（倉敷市以外）	086-434-7034	岡山市北区役所土木農林分室	086-286-9071
		倉敷市船穂支所産業係（旧船穂町内）	086-552-5110
		倉敷市真備支所産業課（旧真備町内）	086-698-8114

地すべり防止区域（林野庁所管）の区域確認（倉敷市は該当地区なし）

担当窓口	電話番号	担当窓口	電話番号
備前県民局農林水産事業部 森林整備課（岡山市以外）	086-233-9834	美作県民局農林水産事業部 森林整備課	0868-23-1386
備中県民局農林水産事業部 森林整備課	086-434-7061	岡山市産業観光局農林水産部 農林水産課	086-803-1345

区域については、施設の設置場所及び該当する禁止区域に応じ、それぞれの担当窓口にご確認ください。

備前県民局管内

- 岡山市 ○玉野市 ○瀬戸内市 ○吉備中央町
- 東備地域（備前市、赤磐市、和気町）

備中県民局管内

- 倉敷市 ○総社市 ○早島町
- 井笠地域（笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町）
- 高梁地域（高梁市）
- 新見地域（新見市）

美作県民局管内

- 津山市 ○鏡野町 ○久米南町 ○美咲町
- 真庭地域（真庭市、新庄村）
- 勝英地域（美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村）

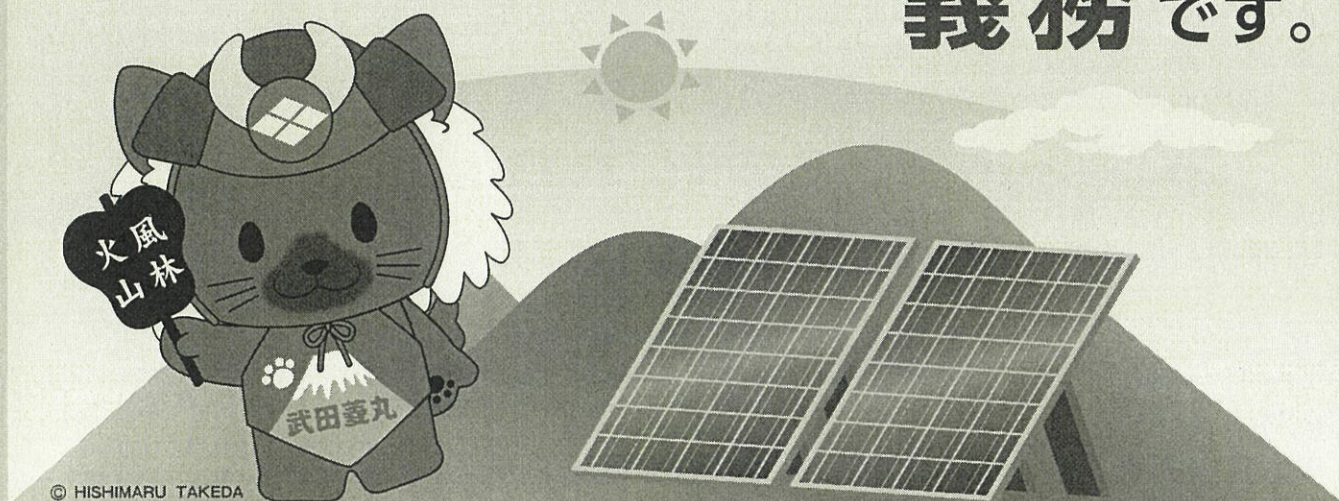
知って
いますか？

山梨県太陽光発電施設の適正な設置
及び維持管理に関する条例を制定しました

既に太陽光発電施設をお持ちのみなさま、
令和4年1月1日から

令和4年6月30日までに

- 既存施設の届出
- 維持管理計画の作成および公表義務です。



© HISHIMARU TAKEDA

対象施設 10kW以上 の太陽光発電施設
(建築基準法に基づく建築物に設置されるもの(屋根置き等)を除く)

また、設置規制区域内に新設する場合は、
令和3年10月1日から、知事の許可が必要です。

※なお、設置規制区域外に新設する場合は、設置届出が必要になります。

<設置規制区域>

- ① 地域森林計画対象民有林(5条森林)及び国有林等
- ② 地すべり防止区域
- ③ 急傾斜地崩壊危険区域
- ④ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
- ⑤ 砂防指定地



山梨県

1 既に設置している施設について

既存施設の届出書を提出してください

- 設置規制区域の内外にかかわらず、令和4年1月1日から令和4年6月30日までに「既存施設の届出書」を提出する必要があります。
- 事業区域に設置規制区域が含まれているかどうか確認してください。
- 「既存施設の届出書」には次の書類を添付して提出してください。
 - ・ 位置図、事業区域図及び配置図
 - ・ 現況写真（標識の設置状況等が分かる写真を含む）

既存施設を増設する際は、令和3年10月1日から変更許可が必要になります

- 設置規制区域内の既存施設を増設する場合は、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。

2 新しく設置する施設について

設置規制区域内に新設する場合は許可が必要です

- 設置規制区域内への新規設置は原則禁止です。
- 新規に設置するには、許可申請が必要になります。
- 許可申請の前には次の事項を実施してください。
 - ① 施設の設置が環境及び景観に及ぼす影響について、調査、予測及び評価をすること
 - ② 地域住民等に対する説明会を開催し、事業計画等を説明すること

設置規制区域外に新設する場合は、設置届出が必要です。

3 全ての施設に共通する事項について

維持管理計画を作成し、公表してください

全ての施設において、維持管理計画を作成し公表する必要があります。
なお、設置規制区域内の施設については、維持管理計画を提出する必要があります。

施設の適正な維持管理（点検等）を実施してください

維持管理計画に則り、適切に維持管理を実施してください。維持管理の実施状況の記録を作成し、保存する必要があります。
なお、設置規制区域内の施設については、維持管理の結果を提出する必要があります。

施設の撤去前に、廃止届出書を提出してください

施設を撤去しようとする日の30日前までに廃止届出書を提出してください。
また、適切な廃棄処分をお願いします。

条例違反は、罰則等の対象となる場合があります。

条例の詳細及び運用マニュアルは、下記HPをご覧ください。

山梨県 太陽光条例

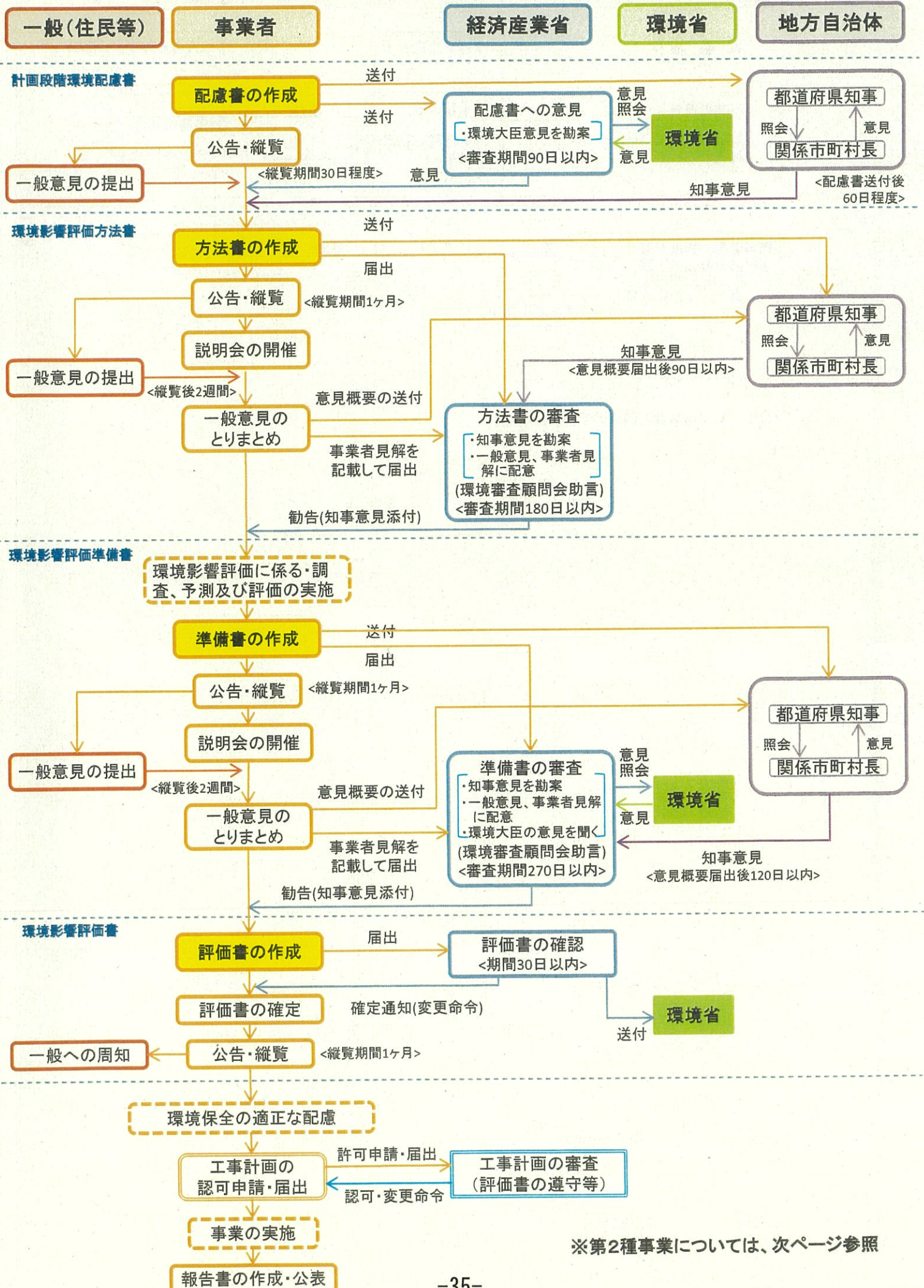
検索

https://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-ene/jorei/jorei_seitei.html

お問い合わせ

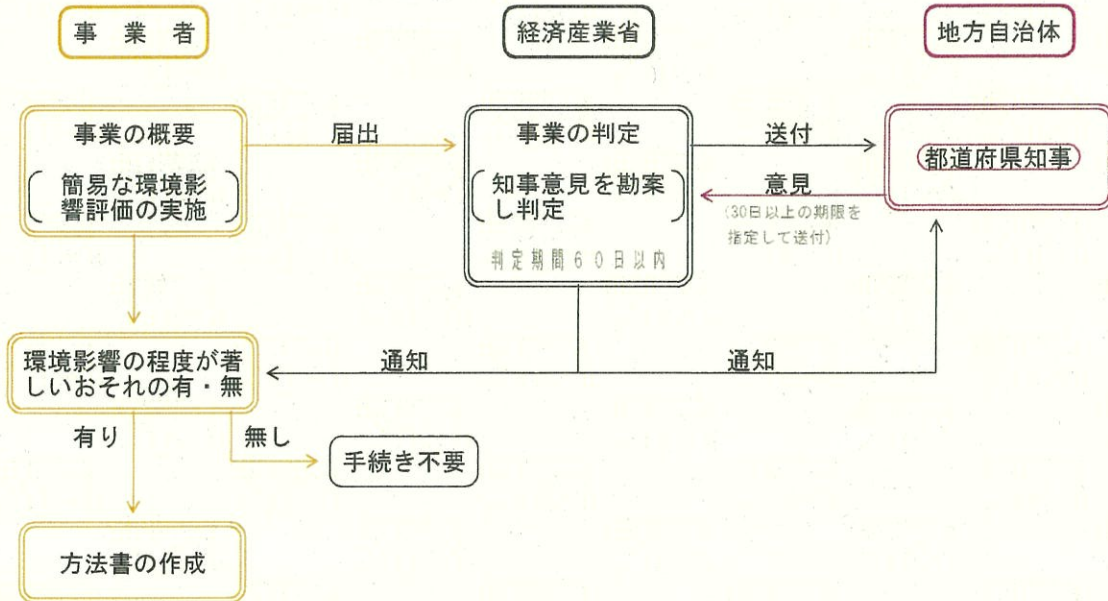
山梨県 環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課 地域エネルギー推進担当
電話：055-223-1503 FAX：055-223-1636

充電所に係る環境影響計画の承認フロー



※第2種事業については、次ページ参照

第2種事業の判定



(以下、第1種事業と同様の手続き)